主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人中島武夫作成の控訴趣意書の通りであるからこれを引用 し、これに対し当裁判所は次のように判断する。

論旨第一点について。

原判決が法令の適用において罰則たる覚せい剤取締法第四十一条第一項第二号のみを適用し、被告人の所為〈要旨〉が同法第何条に違反するかを明示していないことは所論の通りである。しかし右第四十一条第一項には左の各〈/要旨〉号の一に該当する者は五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処すると規定し、その第二号には「第十四条第一項(所持の禁止)の規定に違反した者」と規定しているから、被告人の所為は同法第十四条第一項(所持の禁止)の規定に違反した結果同法第四十一条第一項第二号に該当するものとして同条を適用したことが明らかで更に同法第十四条第一項を明示しなくても何等違法ではない。論旨は理由がない。

論旨第二点について。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 工藤慎吉 判事 渡辺辰吉 判事 江碕太郎)